

**国産木材を活用した大阪市東成区役所附設会館整備業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 東成区役所4階  
東成区役所 市民協働課【担当：沼口・三村】  
TEL 06-6977-9734 FAX 06-6972-2738  
E-mail tn0002@city.osaka.lg.jp  
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/higashinari/>

## **1 案件名称**

国産木材を活用した大阪市東成区役所附設会館整備業務委託

## **2 事業内容に関する事項**

### **(1) 事業の目的**

東成区役所附設会館（以下「区民センター」という。）において、来館者及び利用者（以下「利用者等」という。）にとって魅力があり、快適で利用しやすい区民センターづくりのため、森林環境譲与税を活用し、国産木材を使用した区民センターの木質化・木製什器類の導入を実施し、木材利用による環境負荷の低減、森林保全の重要性など、東成区役所が取り組むSDGsの推進に貢献することを目的とする。

### **(2) 業務内容等（詳細は別紙仕様書及び整備区域図、什器類を参照）**

整備区域において、内装の木質化や木製什器の導入、掲示板等周知用物品の整備により、統一感のある空間を整備する。

### **(3) 事業規模（契約上限額）**

金 22,440,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業は森林環境譲与税を活用するため、国産木材の利用を条件とする。

### **(4) 契約期間**

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

### **(5) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## **3 契約に関する事項**

### **(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### **(2) 委託料の支払い**

支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払うこととする。但し、部分払いを希望する場合は、業務の完了前に業務の出来高部分に相応する業務委託料相当額について請求することができる。

### **(3) 契約保証金**

契約保証金	免除
保証人	否

#### (4) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (5) その他

ア 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

ウ 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、本市との協議により修正する場合がある。

## 4 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査申請は、**別表 1**に掲げる書類の提出により行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者また

は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべてを満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 事業者選定及び主な事業スケジュール（予定）

年 月 日		内 容
令和8年7月6日	月	公募開始
令和8年7月17日	金	質問受付期限
令和8年7月24日	金	質問回答（ホームページ掲載）
令和8年7月31日	金	参加申請関係書類の提出期限
令和8年8月5日	水	参加資格決定通知発送
令和8年8月14日	金	企画提案書の提出期限
令和8年8月下旬		プレゼンテーション審査
令和8年9月中旬		選定結果の通知
令和8年9月下旬		契約日・事業開始

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問受付

ア 申込期間

公募開始日から令和8年7月17日（金）午後5時30分まで

イ 申込方法

質問票（様式1）に明記し、Eメールにて「件名」の始めに「【国産木材を活用した大阪市東成区役所附設会館整備業務委託 質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信すること。口頭または電話による申し込みは受け付けない。また、締め切り以降の質問は受け付けない。受け付けた質問については、令和8年7月24日（金）（予

定)にホームページに掲載する。なお、個別には回答しない。また、質問がない場合は掲載しない。

## (2) 参加申請書類の提出及び参加資格決定通知

- ア 受付期限 令和8年7月31日(金)午後5時30分まで
- イ 提出書類 **別表1**の書類を提出すること。
- ウ 提出場所 東成区役所4階市民協働課  
※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。  
※郵送の場合は、7月31日(金)必着
- エ 参加資格決定通知 令和8年8月5日(水)付(予定)でEメール又は文書により通知する。指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を送付する。

## (3) 企画提案書類の提出

- ア 受付期間  
参加資格決定通知日から令和8年8月14日(金)午後5時30分まで
- イ 提出書類  
**別表2**の書類を提出すること。
- ウ 提出部数  
**紙資料6部(正本…1部、副本…5部)または紙資料5部(正本…1部、副本…4部)及び電子(PDF)データ(正本・副本)**  
※提出できる案は、1案のみとする。また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。  
※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。
- エ 提出方法  
・紙資料 東成区役所4階市民協働課まで持参又は郵送すること。  
・電子データ 募集要項表紙に記載の担当者へ電子メールにて提出すること。  
※FAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。  
※いずれも8月14日(金)午後5時30分までに必着とする。  
※郵送の場合は、8月14日(金)必着

## (4) 企画提案書類の注意事項

企画提案書は、A4版とし、企画提案書表紙(様式7-1)に添えて以下の項目にかかる提案内容を記載した企画提案内容(様式7-2から7-3及び任意様式)を提出すること。

- ① 本業務にあたっての基本的な考え方(様式7-2)
- ② 提案内容(任意様式)

A4サイズ(縦でも横でも可)で、最大30ページ(原則、両面印刷)までとし、やむを得ずA3サイズを一部使用する場合は、Z折で折り込み、総ページ数については、A4で換算したうえで30ページ以内としてください。なお、提案内容に

については平面図・配置図・イメージパースなどを添付すること。(独自提案を含む)

○独自提案

- ・仕様書に定める内容以外で、国産木材の仕器を活かした空間づくりに資する提案がされているか。

③ 過去 10 年間の類似業務受託実績 (様式 7-3)

④ 経費内訳書及び積算根拠 (任意様式)

(5) 参加の無効等

提出書類に虚偽の記載をした者及び参加申請関係書類の提出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(6) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しない。(但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。)

(7) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、当該提案事業者を事業者選定の対象としない。

**7 選定に関する事項**

(1) 選定基準

選定基準は次のとおり。

審査項目		審査内容	配点
事業の 企画内容	全体整備	本業務の目的及び内容を理解し、区及び当該施設の課題等を的確に把握し、それを解決できる適切な実施方針となっているか。	20 点
	デザイン・ 木質化	・整備全体の考え方が明確かつ統一感のとれたものであるか。また、既存の設備、仕器とも調和のとれた提案がされているか。 ・木の温もりを感じられ、利用者にやすらぎや心地よさを与える空間となっているか。	20 点
	安全性・ 耐久性	・安全性 (防火の観点) や耐久性 (メンテナンス) に関して十分に考慮されているか。	10 点
	独自提案	・仕様書の記載を踏まえ、事業目的に資する事業者の強みを活かした独自提案がなされているか。	20 点

事業の実施体制・スケジュールの妥当性	・組織体制・運営基盤に問題なく、本業務を遂行するための十分な経験、技術力を有するか。 ・業務の実施体制・実施手順およびスケジュールは適切であるか。	10点
類似業務の実績	同種又は類似業務の受託実績（壁面木質化・木製什器の整備）が十分であるか。	10点
提案価格	整備に係る積算経費について、積算根拠が明確かつ妥当なものであるか。	10点

## (2) 選定・審査方法

ア 選定にあたっては、「国産木材を活用した大阪市東成区役所附設会館整備業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

但し、最高点の者が複数者いる場合は、企画提案における「事業の企画内容」の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、順に「事業の実施体制・スケジュールの妥当性」、「類似業務の実績」、「提案価格」が高い方とする。

なお、評価点数が全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象とはしない。

イ 審査は、選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

### 【書類審査】

提出された企画提案書により評価を行う。

### 【プレゼンテーション審査】

日 時：令和 8 年 8 月下旬（予定）

開催場所：東成区役所 会議室

※詳細な時間等については、別途通知する。

※提出した紙ベースの資料により説明すること。

※審査の結果については、書面で通知する。

ウ 以下の内容について、大阪市ホームページ（東成区）で公表する。

- (ア) 選定委員の氏名、役職等
- (イ) 選定委員会の開催日
- (ウ) 審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

ア 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に上記 4 「応募資格」の要件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

- (ア) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (イ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (ウ) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

- (エ) 応募金額が「2 事業内容に関する事項(3)」を上回っている場合
- (オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## **8 その他**

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となる。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 事業の実施報告
  - ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。
  - イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
  - ウ 事業完了後に事業報告書を提出すること。

## 公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期限：令和8年7月31日（金）午後5時30分まで ※メール及びFAX不可

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	様式4
⑧ 法人・団体目的等についての誓約書	様式5
⑨ 誓約書	様式6
⑩ 過去2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑪ 最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑫ 委任状	共同体での申請の場合のみ・様式6
⑬ 協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩を省略可能。

## 企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：参加資格決定通知日から令和8年8月14日（金）午後5時30分まで

※FAX不可

提出部数：紙資料6部（正1部、副5部）または

紙資料5部（正本…1部、副本…4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
企画提案書（表紙）	様式7-1 代表者印を捺印してください。
企画提案書	様式7-2から様式7-3及び経費内訳書・積算根拠（任意様式）
役員名簿	様式8 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類